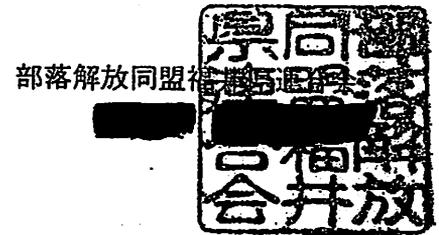




2012年9月4日

福井県知事 西川一誠殿



人権問題についての懇談会の申し入れ

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。常日頃よりの部落問題・人権問題への取り組みに対して深く敬意を表します。

また、わが国の重要な課題であります「人権侵害救済法」(政府案・人権委員会設置法)の早期制定の取り組みについても協力を頂き深く感謝申し上げます。

福井県における人権の街作りの為にも「人権侵害救済法」の制定が是非必要であり、今後ご尽力賜りたくお願い申し上げる次第であります。

県内に於いても、[REDACTED]で生じた差別発言事件に見られるように、まさに今日において被差別部落民の当事者が差別に苦しんでいる現実があります。

つきましては、これらの問題を、お互いの協力の中で早期解決のために下記の日程で懇談会の開催をお願いいたします。公務多忙の折とは存じますが関係職員の出席についてご高配を賜りますよう宜しくお願いいたします。

記

日時 2012年10月12日(金)午後1時～

場所 ^{若狭}福井県立図書学習センター

出席者 県連側 約 40名

以上

2012年度 部落問題解決に向けた福井県への要求事項 (案)

2012年10月12日 (9/3 現在)

部落解放同盟福井県連合会 (執行部資料)

1 「人権教育・啓発推進法」関係について

- ① 【人権教育・啓発推進法】には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2011年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。
- ② 県人権センター2011年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。

問題点（視点）：① 市町の推進計画の中身とその具体化及び同和問題の取り組みを含めた実効性ある内容となっているか。
② 人権啓発推進施策として、県の指導の下、各市町担当者レベルでの連絡協議会等の設置

2 「学校における人権教育の現状」について

- ① 6/8の懇談会で出された県内の学校(小・中・高)における人権教育の現況「人権教育の年間計画書」においては、各学校ごとに年間を通したプログラムが生まれ、一定の評価に値するが、人権理解のためには、知識と人権感覚を養うカリキュラム化された実践活動が必要であり、このことに対するアプローチが脆弱であると考えられるが、県の考えを明らかにされたい。
- ② 人権教育の指導方法のあり方(第3次とりまとめ 文科省2008年3月)の活用については、春の懇談会の中で、「各学校の基本計画づくりに活かす」と回答されているが、その進捗状況を明らかにされたい。
- ③ いじめに関する問題が社会的に重要視される中、30年に及ぶ人権教育の取り組み成果が、いじめの抑止や解消に向けた対策に活かされているか、県内のいじめ問題の現状について明らかにされたい。

問題点（視点）：① 現実にある差別に目を向けた、知識と人権感覚を養う実践がなされているか。
② いじめに関する県教育委員会の把握や対策(人権教育がいじめ等の対策にいかされているか)

参考：『人権教育の指導方法のあり方について(第3次とりまとめ 文科省2008年3月)』

人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要になる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に

受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を实践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。

3 []における差別事件について

- ① 差別発言について福井県はどのように捉え、どのような対応を図っていくのか。問題解決の目処が見える方針を示されたい。
(背景と問題解消に向けた分析や到達目標を定めた着実な取組みが必要と考える。)
- ② 福井県及び[]の取組みの経過を明らかにされたい。(H23年度年間実施報告 H24年度年間計画の提出)
- ③ []が問題解決に向けた、実効性のある総合的・具体的な啓発方針を示せるよう強く指導されたい。

- 問題点(視点)：
- ① 「人権教育・啓発推進法」は我が国全ての自治体が遵守すべき法である。この法は同和問題を含め全ての差別問題の解決を課題とするものであり、それぞれの自治体は対象地区が存在する無しに関わらず取り組む責務がある。
 - ② []での差別事件は部落差別の原点。平等が阻害されている。日々苦しんでいる[]がいることを理解し、なぜ起こったのかを分析、解決に向けて知恵を出し合い、県や[]の取組みが前進するよう取り組まねばならない。
 - ③ []での人権啓発が進んでいない現状や背景(地域社会に潜む差別意識)把握の上に立った、これら問題解消へのアプローチが必要となる。(福井県や[]がしっかりこの状況を把握することが必要である)
 - ④ []の取組みについて
企業研修の実施など、啓発事業の推進策が講じられているか。
[]に対する教育・啓発の取組みはなされているか。
実態に踏み込んだ研修をやっているか。
 - ⑤ (第2回)[]と同盟の早期話合いの場の設定。

4 公正採用問題について

平成21・22・23年度の不適切事象の件数並びに、労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。併せて分析結果を公表されたい。

問題点（視点）：違反事業所への指導・啓発・研修の徹底。（責任者や人事の担当者）
採用・不採用事例などの分析調査結果。
労働局及び学校側の対応策は。

5 身元調査問題について

差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施について県の考え方を明らかにされたい。また「本人通知制度」実施に向けた、各自治体への指導を徹底されたい。

問題点（視点）：全国的には、行政書士・司法書士等による乱用防止に向けた条例化が進展している

6 人権意識調査の実施について

県が20年度に実施した人権意識調査は調査方法が杜撰としており、再度実態が見える合理性ある調査を行うべきである。県の考え方を明らかにされたい。

問題点（視点）：専門業者・研究機関に依頼し正確な実態を示すものにすべき

7. [redacted] 開発事業について

[redacted] の [redacted] はどうなっていますか。

(昨年のお答にあつた [redacted] 区民への工事の了解と [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] 等の許認可等を行い、早期に工事着手したいについて・・・昨年の回答内容を要確認)

問題点 (視点) : 早期着手・完成 (昨年の回答以降の経過と見通しについて)

部落問題解決に向けた要求事項・回答

平成24年10月12日

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|---|---|
| <p>1 「人権教育・啓発推進法」関係について</p> <p>①「人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2011年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。</p> <p>問題点（視点）</p> <p>① 市町の推進計画の中身とその具体化及び同和問題の取り組みを含めた実効性ある内容となっているか。</p> <p>② 人権啓発推進施策として、県の指導の下、各市町担当者レベルでの連絡協議会等の設置</p> | <p style="text-align: center;">（地域福祉課、生涯学習・文化財課）</p> <p>平成21年度までに県内全ての市町において、人権施策推進計画（以降「計画」とする。）が策定され、計画による人権施策が地域の実情を踏まえ実施されている。2011年度（平成23年度）の各市町の実施内容「人権教育・啓発実績報告書」について、別添「提出資料1」のとおり提出する。</p> <p>なお、計画の中で人権課題ごと（特に同和問題）の取り組みが明確になっていない市町には、県・県教育委員会から、各市町が毎年策定する「人権教育・啓発実施計画」において、同和問題に取り組むよう指導している。</p> <p>また、毎年、市町人権主管課長会議を開催し、同和問題を始め、広く人権問題について協議・意見交換している。</p> <p>今後とも、県・県教育委員会では、あらゆる機会を捉え、市町が同和問題の知識・認識を地域住民に広げていくよう指導していく。</p> |

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|---|---|
| <p>1 「人権教育・啓発推進法」関係について</p> <p>②県人権センター2011年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。</p> | <p>(地域福祉課)</p> <p>人権センターの活動内容は、人権相談に関する総合窓口として、県民からの人権相談に応じるとともに、県民、企業等に対する人権教育・啓発を推進することである。具体的な活動内容については、次のとおりである。</p> <p>(1) 人権相談事業 相談員による一般相談、弁護士による特別相談、嶺南地域への移動相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 開館日は、毎日実施 相談件数 237件 ・特別相談 毎月第3木曜日 13:00～16:00 相談件数 35件 ・移動相談 偶数月第2金曜日 [REDACTED] 13:00～16:00 相談件数 7件 奇数月第3金曜日 [REDACTED] 13:00～16:00 相談件数 7件 ・相談等問い合わせ件数 1,195件 <p>(2) 人権意識の普及啓発・研修における講師派遣回数 民間企業等 7社 8回(受講者334人) 自治研修所、市町、学校関係 26回(1,206人)</p> <p>(3) 情報の提供 啓発用備品貸出 63件(DVD120本、書籍17冊、パネル1枚)</p> |

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|--|---|
| <p>2 「学校における人権教育の現状」について</p> <p>①6/8の懇談会で出された県内の学校(小・中・高)における人権教育の現状「人権教育の年間計画書」においては、各学校ごとに年間を通したプログラムが生まれ、一定の評価に値するが、人権理解のためには、知識と人権感覚を養うカリキュラム化された実践活動が必要であり、このことに対するアプローチが脆弱であると考えられるが、県の考えを明らかにされたい。</p> <p>問題点(視点) ① 現実にある差別に目を向けた、知識と人権感覚を養う実践がなされているか。</p> | <p>(高校教育課、義務教育課)</p> <p>義務教育では、すべての教育活動で、人権教育を計画的に進めている。例えば、社会科では身分制度の廃止ならびに解放令の布告から水平社の結成に至る経緯を学び、その前後に道徳では授業や特別活動の体験活動と関連させながら、正義の大切さや差別・偏見のない社会の実現について考えさせている。</p> <p>そして、子どもたちに知識や人権感覚がしっかり身につくよう、指導方法のあり方や実践事例の研修を行うとともに、子どもたちの生活場面の中で生かされているか教師が見て検証することにより、人権教育の充実を図っている。</p> <p>高校では、ホームルーム活動の時間を中心に知識と人権感覚を養う実践を行っている。高校教育課では、昨年度末に人権教育に関する参加体験型の7つの指導案モデルを作成し各学校に配付した。今後も体系的な指導案モデルを作成し、各学校がより効果的に人権教育に取り組めるよう土台づくりを進めていきたい</p> |

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|--|--|
| <p>2 「学校における人権教育の現状」について</p> <p>②人権教育の指導方法のあり方（第3次とりまとめ 文科省 2008年3月）の活用については、春の懇談会の中で、「各学校の基本計画づくりに活かす」と回答されているが、その進捗状況を明らかにされたい。</p> <p>参考『人権教育の指導方法のあり方について（第3次とりまとめ 文科省 2008年3月）』</p> <p>人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要になる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することがあわせて必要になる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。</p> | <p>（高校教育課、義務教育課）</p> <p>「第3次とりまとめ」に示された人権教育の考え方を理解し実践につなげるための校内研修の充実を図り、「とりまとめ」に示された実践例を今年度の活動の中に積極的に取り入れると共に、次年度からの基本計画づくりに反映されるよう、小・中学校の校内研究会等を通して、指導主事が指導・助言を進めている。</p> <p>高校では、6月の県立校長会で配付した「第3次とりまとめ」の説明要旨およびダイジェストを活用して、校長が教職員へ「同とりまとめ」の内容の周知と再確認を行った。また、今後は来年度の人権教育全体計画の作成において「同とりまとめ」の趣旨を盛り込むように指導・助言していく。</p> |

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|--|--|
| <p>2 「学校における人権教育の現状」について</p> <p>③いじめに関する問題が社会的に重要視される中、30年に及ぶ人権教育の取り組み成果が、いじめの抑止や解消に向けた対策に活かされているか、県内のいじめ問題の現状について明らかにされたい。</p> <p>問題点（視点）</p> <p>② いじめに関する県教育委員会の把握や対策（人権教育がいじめ等の対策にいかされているか）</p> | <p>（高校教育課、義務教育課）</p> <p>いじめをなくすためには、人も自分もかけがえのない大切な存在であるという人権感覚を育てていくことが必要であり、未然防止の観点からも人権教育の推進・充実が重要である。</p> <p>本県はいじめは、平成18年度から5年連続減少しているものの、平成23年度は589件の事案が報告されている。その中には、インターネットを使った把握しにくいいじめも38件報告されている。県教育委員会では、平成19年に作成した「いじめ問題対応の手引き」を改訂し、小さな兆候もいじめと認識し、いじめの兆候があった場合には校長の責任の下、即座に対応する「いじめ対応サポート班」の設置など、体制づくりを進めている。</p> |

| 要求事項 | 回答 |
|---|---|
| <p>3 []における差別事件について</p> <p>①差別発言について福井県はどのように捉え、どのような対応を図っていくのか。問題解決の目処が見える方針を示されたい。 (背景と問題解消に向けた分析や到達目標を定めた着実な取組みが必要と考える。)</p> <p>問題点(視点)</p> <p>①「人権教育・啓発推進法」は我が国全ての自治体が順守すべき法である。この法は同和問題を含め全ての差別問題の解決を課題とするものであり、それぞれの自治体は対象地区が存在する無しに関わらず取り組む責務がある。</p> <p>② []の差別事件は部落差別の原点。平等が阻害されている。日々苦しんでいる市民がいることを理解し、なぜ起こったのかを分析、解決に向けて知恵を出し合い、県や []の取組みが前進するよう取り組まねばならない。</p> <p>③ []での人権啓発が進んでいない現状や背景(地域社会に潜む差別意識)把握の上に立った、これら問題解消へのアプローチが必要となる。(福井県や []がしっかりとこの状況を把握することが必要である)</p> <p>④ []の取組みについて 企業研修の実施など、啓発事業の推進策が講じられているか。 市民に対する教育・啓発の取組みはなされているか。 実態に踏み込んだ研修をやっているか。</p> <p>⑤(第2回 []と同盟の早期話合いの場の設定</p> | <p>(地域福祉課)</p> <p>[]における差別発言問題については、本県において、今なお同和問題に関する偏見や差別意識が解消されていないことを示している。このため、県では、同和問題に対する正しい理解と認識が県民に深まるよう、人権教育・啓発を積極的かつ継続的に推進するため様々な事業を開催している。</p> <p>また、全ての市町が「人権教育・啓発推進法」に基づき、人権施策推進計画を定め、同和問題をはじめとする様々な人権課題に対応しているが、この差別発言問題を []だけの問題として捉えるのではなく、県全体で考えていかなければならないことを5月23日に開催した「市町人権主管課長会議」において、市町の人権担当課長に訴えたところである。</p> <p>同和問題に対する正しい理解と認識を深めるには、研修事業が重要と考えており、より多くの市民・企業関係者が受講できるよう、県、市町、福井地方労働局、電力会社からの呼びかけを行い、 []との共催により同市内で「人権啓発講演と映画の会」(平成23年9月6日、平成24年9月10日)および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(平成24年3月15日)を開催している。</p> <p>講師には、近畿大学の人権問題研究所で同和問題を研究し精通している北口末広教授、また、長年同和問題をはじめ様々な差別や人権問題の解決に向けて活動する元朝日新聞記者白井敏男氏を招聘するなど、地域社会に潜む差別意識が解消されるまちづくりをテーマに講演していただいている。</p> <p>今後も様々な機会をとらえ、市民・企業関係者に同和問題における差別発言、土地差別等の現状と問題点を訴えるとともに、社員教育の推進を要請し、同和問題の教育・啓発の推進を図りたい。</p> |

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|---|---|
| <p>3. [redacted]における差別事件について</p> <p>②福井県及び[redacted]の取組みの経過を明らかにされたい。(H23 年度年間実施報告 H24 年度年間計画の提出)</p> | <p>(地域福祉課)</p> <p>県は、[redacted]との共催により同市内で「人権啓発講演と映画の会」(平成 23 年 9 月 6 日、平成 24 年 9 月 10 日) および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(平成 24 年 3 月 15 日) を開催しており、県や福井地方労働局、電力会社の呼びかけにより[redacted]内から多くの市民・企業関係者が受講しており、今年度も引き続き実施していく。</p> <p>[redacted]は県の指導により、[redacted] および[redacted] 教育委員会職員、人権擁護委員、民生児童委員、社会教育委員等を対象とする「人権指導者研修会」(23 年 11 月 25 日) を開催しているが、さらに市民・企業の参加も広く求め実施していく。</p> <p>平成 23 年度年間実施報告、平成 24 年度年間計画を別添「提出資料 2」のとおり提出する。</p> <p>提出資料 2-1 「平成 23 年度 福井県人権教育・啓発実績報告書」 「平成 24 年度 福井県人権教育・啓発実施計画書」</p> <p>提出資料 2-2 「平成 23 年度 [redacted]人権教育・啓発実績報告書」 「平成 24 年度 [redacted]人権教育・啓発実施計画書」</p> |

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|---|---|
| <p>3 []における差別事件について</p> <p>③ []が問題解決に向けた、実効性のある総合的・具体的な啓発方針を示せるよう強く指導された。</p> | <p>(地域福祉課)</p> <p>県では、昨年の []を交えた部落解放同盟福井県連合会との意見交換会以降、機会(平成23年12月1日、15日、平成24年2月9日、平成24年5月23日、平成24年8月24日)を捉え、 []に出向くなど具体的な啓発活動の指導を行っている。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ []の実施する「人権指導者研修会」を []、企業も対象とするなどの事業内容の見直し ・ 図書館、公民館等における []向け啓発パンフレットの提供・DVDの貸出 ・ 男女参画講演会、専門学校、病院(予定)における同和問題・人権講座の開催(人権室員派遣) <p>など []の積極的な啓発活動を指導してきた。</p> <p>また、講演会は、 []上の共催により市民・企業にも呼びかけ「人権啓発講演会と映画の会」「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」において同和問題に精通する近畿大学人権問題研究所北口末広教授、元朝日新聞記者臼井敏男氏を講師として招聘し開催している。今後、 []が独自で []・企業に啓発活動ができるよう引き続き強く指導していく。</p> <p>なお、 []と部落解放同盟福井県連合会との意見交換会については、11月中旬を予定している。</p> |

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|--|---|
| <p>4 公正採用問題について</p> <p>平成21・22・23年度の不適切事象の件数並びに、労働局など関係機関が行う違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。併せて分析結果を公表されたい。</p> <p>問題点(視点) 違反事業所への指導・啓発・研修の徹底。(責任者や人事の担当者) 採用・不採用事例などの分析調査結果。 労働局及び学校側の対応策は。</p> | <p>(労働政策課)</p> <p>平成21年度は131件、平成22年度は158件、平成23年度は138件の不適切事象があった。</p> <p>県では、企業向け啓発用リーフレットを作成し、合同企業説明会や人権教育指導者研修会等において、事業所の人事担当者に配布。公正な採用選考の実施を要請している。また、「公正採用選考関係機関連絡会議」に福井労働局の担当職員にも参加いただき、不適切事象のあった企業への指導・啓発を依頼している。</p> <p>労働局では、関係ハローワークが違反事業所を個別訪問し、公正な採用選考を行うよう指導・啓発しており、特に質問が多い「家族の状況」について重点的に改善指導を行っている。</p> <p>なお、不適切事象の分析結果については、別紙のとおりとなっている。</p> <p>(高校教育課)</p> <p>今年度から教育委員会主導で公正採用選考に取り組んでいる。7月のサマー求人企業説明会では、高校教育課が作成した公正採用選考依頼文書を各事業所に配付し、公正採用選考の周知と依頼を行った。</p> <p>また、これまで同様、採用試験を受けた生徒全員から「公正採用選考に係る受験報告書」を回収し、集計したものを公正採用選考関係機関連絡会議に提出する。これにより不適切事項の状況を把握してゆく。</p> |

公正採用調査の分析結果

1 件数

| | 23年度 | | 22年度 | | 21年度 | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 受験報告書の総数 | 2,055 | | 2,254 | | 1,911 | |
| 該当する受験報告書の件数 | 138 | 6.7% | 158 | 7.0% | 131 | 6.9% |
| 不適切な項目の延べ合計数 | 196 | | 226 | | 193 | |
| 統一応募用紙以外 | 0 | | 0 | | 0 | |
| 提出書類 | 3 | | 1 | | 0 | |
| ①戸籍謄(抄)本 | 0 | | 0 | | 0 | |
| ②住民票 | 0 | | 1 | | 0 | |
| ③健康診断書 | 3 | | 0 | | 0 | |
| ④その他 | 0 | | 0 | | 0 | |
| 不適切な質問 | 193 | | 224 | | 192 | |
| ①本籍、出生地 | 5 | 2.6% | 6 | 2.7% | 2 | 1.0% |
| ②家族の状況 | 116 | 60.1% | 158 | 70.5% | 131 | 68.2% |
| ③住生活環境 | 4 | 2.1% | 1 | 0.4% | 2 | 1.0% |
| ④生活環境、家庭環境 | 6 | 3.1% | 3 | 1.3% | 4 | 2.1% |
| ⑤就職新聞、雑誌、要覧表 | 5 | 2.6% | 7 | 3.1% | 5 | 2.6% |
| ⑥性別で区別した質問 | 0 | 0.0% | 1 | 0.4% | 1 | 0.5% |
| ⑦人生観・生活信条 | 1 | 0.5% | 0 | 0.0% | 4 | 2.1% |
| ⑧尊敬する人物 | 13 | 6.7% | 12 | 5.4% | 5 | 2.6% |
| ⑨思想信条 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| ⑩宗教 | 1 | 0.5% | 3 | 1.3% | 5 | 2.6% |
| ⑪支持政党 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.5% |
| ⑫短所、喫煙、交友関係 | 42 | 21.8% | 33 | 14.7% | 32 | 16.7% |
| 作文の題名 | 0 | | 1 | | 1 | |
| 管内別の延べ件数 | | | | | | |
| 福井管内 | 97 | 50.3% | 99 | 44.2% | 83 | 43.2% |
| 武生管内 | 41 | 21.2% | 44 | 19.6% | 39 | 20.3% |
| 大野管内 | 0 | 0.0% | 4 | 1.8% | 0 | 0.0% |
| 三國管内 | 16 | 8.3% | 19 | 8.5% | 6 | 3.1% |
| 敦賀管内 | 23 | 11.9% | 36 | 16.1% | 38 | 19.8% |
| 小浜管内 | 13 | 6.7% | 13 | 5.8% | 8 | 4.2% |
| 県内計 | 190 | 98.4% | 215 | 96.0% | 174 | 90.6% |
| 県外 | 3 | 1.6% | 9 | 4.0% | 18 | 9.4% |
| 合計 | 193 | | 224 | | 192 | |

②家族の内訳

| 内訳 | 23年度 | | 22年度 | | 21年度 | |
|-----------|------|-------|------|-------|------|-------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 1 家族構成 | 48 | 35.0% | 98 | 50.0% | 58 | 36.3% |
| 2 家族の職業 | 76 | 55.5% | 86 | 43.9% | 90 | 56.3% |
| 3 家族の年齢 | 4 | 2.9% | 9 | 4.6% | 5 | 3.1% |
| 4 家族の健康状況 | 7 | 5.1% | 1 | 0.5% | 6 | 3.8% |
| 5 家族の学歴 | 2 | 1.5% | 2 | 1.0% | 1 | 0.6% |
| 合計 | 137 | | 196 | | 160 | |

2 事業所数

| | 23年度 | | 22年度 | | 21年度 | |
|------------------|------|-------|------|-------|------|-------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 受験事業所の総数 | 712 | | 732 | | 647 | |
| 該当する事業所数 | 99 | 13.9% | 106 | 14.5% | 81 | 12.5% |
| 不適切な項目を有する延べ事業所数 | 151 | | 166 | | 130 | |
| 統一応募用紙以外 | 0 | | 0 | | 0 | |
| 提出書類 | 2 | | 1 | | 0 | |
| ①戸籍謄(抄)本 | 0 | | 0 | | 0 | |
| ②住民票 | 0 | | 1 | | 0 | |
| ③健康診断書 | 2 | | 0 | | 0 | |
| ④その他 | 0 | | 0 | | 0 | |
| 不適切な質問 | 149 | | 164 | | 129 | |
| ①本籍、出生地 | 5 | 3.4% | 6 | 3.7% | 2 | 1.6% |
| ②家族の状況 | 85 | 57.0% | 109 | 66.5% | 81 | 62.8% |
| ③住生活環境 | 3 | 2.0% | 1 | 0.6% | 2 | 1.6% |
| ④生活環境、家庭環境 | 6 | 4.0% | 3 | 1.8% | 4 | 3.1% |
| ⑤就職新聞、雑誌、要覧表 | 4 | 2.7% | 7 | 4.3% | 5 | 3.9% |
| ⑥性別で区別した質問 | 0 | 0.0% | 1 | 0.6% | 1 | 0.8% |
| ⑦人生観・生活信条 | 1 | 0.7% | 0 | 0.0% | 4 | 3.1% |
| ⑧尊敬する人物 | 9 | 6.0% | 7 | 4.3% | 3 | 2.3% |
| ⑨思想信条 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| ⑩宗教 | 1 | 0.7% | 1 | 0.6% | 1 | 0.8% |
| ⑪支持政党 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.8% |
| ⑫短所、喫煙、交友関係 | 35 | 23.5% | 29 | 17.7% | 25 | 19.4% |
| 作文の題名 | 0 | | 1 | | 1 | |
| 管内別事業所数 | | | | | | |
| 福井管内 | 46 | 46.5% | 46 | 43.4% | 40 | 49.4% |
| 武生管内 | 27 | 27.3% | 15 | 14.2% | 13 | 16.0% |
| 大野管内 | 0 | 0.0% | 3 | 2.8% | 0 | 0.0% |
| 三國管内 | 8 | 8.1% | 10 | 9.4% | 3 | 3.7% |
| 敦賀管内 | 10 | 10.1% | 17 | 16.0% | 13 | 16.0% |
| 小浜管内 | 6 | 6.1% | 8 | 7.5% | 5 | 6.2% |
| 県内計 | 97 | 98.0% | 99 | 93.4% | 74 | 91.4% |
| 県外 | 2 | 2.0% | 7 | 6.6% | 7 | 8.6% |
| 合計 | 99 | | 106 | | 81 | |

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|--|---|
| <p>5 身元調査問題について</p> <p>差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施について県の考え方を明らかにされたい。</p> <p>また、「本人通知制度」実施に向けた、各自治体への指導を徹底されたい。</p> <p>問題点（視点） 全国的には、行政書士・司法書士等による乱用防止に向けた条例化が進展している。</p> | <p>(市町振興課)</p> <p>人権尊重の観点からの住民票の写し等の取扱いの重要性については十分認識しており、住民票の写し等の交付制度については、平成20年施行の法改正において、「何人でも交付を請求できる」という規定が見直され、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定するとともに、なりすまし等の不当な手段による交付請求が行われていることを踏まえ、交付する際の本人確認を厳格化する等、個人情報保護に十分留意した新たな制度として再構築されたところである。</p> <p>まずは、この改正後の制度が市町において適正に運用されることが必要であると考え</p> <p>る。</p> <p>しかしながら、住民票の写し等の不正取得が後を絶たず、県外の一部市町村において本人通知制度が導入されていることは承知している。</p> <p>この制度については、法令等に特段の規定は設けられておらず、その実施については各市町の裁量に委ねるべきと考えるが、市町から相談があれば、他県市町村の導入状況等の情報提供および必要な助言を行ってまいりたい。</p> |

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|--|---|
| <p>6 人権意識調査の実施について</p> <p>県が20年度に実施した人権意識調査は調査方法が杜撰としており、再度実態が見える合理性ある調査を行うべきである。県の考え方を明らかにされたい。</p> <p>問題点(視点) 専門業者・研究機関に依頼し正確な実態を示すものにすべき。</p> | <p>(地域福祉課)</p> <p>平成20年度に実施した人権意識調査については、平成1.6年度から全庁的に同一方法で実施している「県政マーケティング調査」事業を利用したものであり、電話帳から無作為に抽出した2000世帯に調査票を郵送する方法で実施している。</p> <p>この調査方法では、性別や年齢層に偏りが見られ、平成22年度以降は、住民基本台帳から市町別、性別、年齢別の人口比率に基づいて調査対象者を抽出する階層別無作為抽出に移行している。</p> <p>今後の調査については、県人権施策推進審議会委員等の専門家と相談しながらより良い実態を反映した調査をするよう検討したい。</p> |

| 要 求 事 項 | 回 答 |
|--|---|
| <p>7 [redacted]の開発事業について</p> <p>[redacted]はどうなっていますか。 (昨年の回答にあった[redacted]への の工事の了解と[redacted] [redacted]・[redacted]等の許認 可等を行い、早期に工事着手したいに ついて・・・昨年の回答を要確認)</p> <p>問題点(視点) 早期着手・完成(昨年の回答以降の経過と見 通しについて)</p> | <p>(小浜土木事務所)</p> <p>[redacted]の[redacted]良については、[redacted]から近く[redacted] [redacted]で交通安全上問題があることから、18年から関係者協議を開始し、19年度から事 業に着手した。</p> <p>その後、地元[redacted]の課題であった[redacted]については、21年8月末に 解決し、これを踏まえ21年9月から具体的な道路計画について協議を進め、23年7月 12日の協議で地元要望のあった周辺施設の整備に関しても概ね了解を得た。</p> <p>23年9月からは、関係する[redacted]と計画に関する協議を進めて いるが、[redacted]について十分な理解が得られていないため、さらに協議を行う必要が ある。</p> <p>今後は、[redacted]との合意も得たうえで事業を進めていけるよう、関係者と引き続 き協議・調整を図ってゆく。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>■ [redacted]について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [redacted] (H25 取得予定) ○ [redacted] (H24 調査 H25 予定) <p>■ 関係法令の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [redacted] (H24 調査、H25 申請予定) ○ [redacted] (H25 予定) |

平成24年度部落解放同盟との懇談会

日時 平成24年10月12日(金) 13時～16時

場所 若狭図書学習センター講堂

出席者

(福井県連合会) [redacted] 他
(中央本部等) [redacted]
[redacted]
(県) 小林健康福祉部長 他

1 「人権教育・啓発推進法」関係について

【地域福祉課、生涯学習・文化財課】

[redacted]
各市町が毎年策定する「人権教育・啓発実施計画」において、ページ数が多い市町は主体的に努力している。ページ数が少ないところは共通があり、同和問題について県の主催事業には参加をしているが、それぞれの市町が主催しているというところは皆目見当たらない。他の人権問題は取り組めるが、同和問題には取り組めないということなのか。

(寺下人権室長)

同和問題の取り組みにつきましては、一部不十分な市町も見受けられます。毎年、各市町の人権担当の主管課長が集まる会議を持っておりまして、その中で各市町の事業内容の情報交換、意見交換をしておりますし、県としても同和問題についても各市町が取り組むような指導を行っているところでございます。

(梅田地域福祉課長)

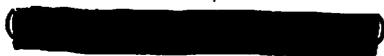
付け加えさせていただきますと、[redacted] について言えば、いくつかの事業の中で人権課題というところに同和問題を出している事業がいくつかあります。先ほどから申し上げている、市町の課長を集めての会議の中で、[redacted] の事例を特定されないように一般化した言い方で取り上げて、未だに県内ではこのような事例があるということを強く訴えて、一般の人権啓発、人権教育という中

だけでなく、同和問題に光を当てたような事業に取り組んでいただきたいと思いますようお願いしている状況です。

()
同和問題だけ主体的に取り組めないというのは、これを排除している、差別している、逃げている、そういうことでしかない。これは現状だから仕方がない。問題は、そういう現状をちゃんと分析して、指導にいかしているのかということだ。

(寺下人権室長)

これからも、市町との会議がありますので、言われました御意見等を踏まえ今後、強く市町を指導していきたいと考えております。

()
少なくとも県として、出てきている研修内容の実績を見て、問題は何なのかというところを捉えて、指摘をしてもらいたい。

()
1つだけ、前から言っていることだが、各市町が同和問題を啓発することは重要だから連絡協議会、すなわち同和問題・人権問題だけの組織を作って、各自治体が自主的に同和問題の解決に取り組んでいくというふうにならなければ、有効な情報交換にならない。どの県でも作っているのに、それがなぜできないのか疑問に思う。主管課長会議と言っているけれども、各市町が自らやるというふうな組織にならなければ進まない。梅田課長どうですか。

(梅田地域福祉課長)

県の考えとしては、人権を主管する1番の責任者である課長をお呼びして話をするのが、市町での主体的な取り組みにつながるということで、これまでも市町の人権主管課長会議というものを開催して、その場で人権教育啓発実績報告書も全ての市町のお見せして、他の市町ではこういう取り組みをやっている、もちろん取り組みの内容のご紹介をする。あるいは、県内でも()を例にとるような形で差別事象が相変わらず起きているということで、やっぱり人権問題というのは長い取り組みが必要だということで、主体的な取り組みを市町にお願いをしている状況でございます。

委員長の方から、他県では例があるという話を聞きましたので、他県の状況を調べて、主管課長会議とは異なる役割を担うという趣旨もございまして、

今一度検討させていただきたいと思います。

2 「学校における人権教育の現状」について【高校教育課、義務教育課】

福井県でいろんな形の差別が生じているという差別の実態に即した教育をしていかないと部落問題とかそういうものを理解できない。実際に地元の福井県の中に差別があると教えた事例はあるのか。

(上野義務教育課長)

例えば義務制ですけれども、休み時間に1人の子どもが、嫌がらせやひどいからかいを受けた場合に周りがそれをおかしいと感じて、止めたり、または教師に知らせたりできているかという視点。または、掃除の時間に特定の子どもの仕事分担が多いことに教師が気づいたら、それを帰りの会とか学級活動でそれを話し合う機会を設けて、話し合いの中で子どもたちの考えが変わってきたことが見られたかという視点。そんなところを十分学校の教員が複数の目でという形になると思いますが、それを継続的に注視していく視点。以上のような視点をそれぞれ学校の教員が共有しまして、日常生活の場面の中で子どもたちからの訴えとか、教師の働きかけで子どもたちの考え・行動を見ながら、人権感覚というのを育てていくというのを現在やっております。日々、継続的に教育を進める中でそういうふうな視点を全ての教員が持ち、子どもたちも育みながら対応しているという状況でございます。

中学生ぐらいになってくると、ある程度理解力があるから、やっぱり身近に部落差別があるということ、県内にあるということ、それぐらいは教える必要がある。せめて高校ぐらいになってくるともっと具体的に教えていけないのか。もちろん地名なんて出さなくてもいい。

(古谷高校教育課長)

高等学校におきましては、教科の学習が中心になりまして、先ほど委員長言われた知識の面では社会科の授業などで行うわけですが、いわゆる人権問題については、ここではホームルームの時間を使って扱っております。先ほど回答させていただいた中で、今年、初めてですが各学校に人権問題に関するホームルーム活動ということで、7つの指導案モデルを示しました。それは人権全般、

インターネットモラル、デートDV等々あるわけです。

7つの指導案のモデルを示して、今現在全ての学校でそれを使っているかといいますと全てではございません。今後、このような指導案のモデル、来年以降も増やしまして、良い形に持っていきたいと思っております。

ここで回答書を見て、我々は書いてある行間を見ているだけであって、そういう意味で自分たちがどう思っているのか、自分がどういう感性を持っているのか、自分はどう自覚しているのかということを経営の責任者が行政実務の中で生かしていくという感覚がなかったら、こういうふうに指導していくと言っても、それは指導だけです。そんなもん絶対に身につかない。同時に先生方に身につかないと、生徒に身につかない。今、いじめの問題で議論されているのが何なのかと言ったら、大人の社会に提起されているわけですよ、子どもたちが命をなげうって。そのことをまず我々大人が知らなければ、学校が知らなかったら、行政が知らなかったら取り組めないですよ。

(上野義務教育課長)

子どもたちの指導につきましては、例えば自己肯定感とか自尊感情という形につきまして、全ての教育活動を通して子どもたちに指導しているというのが、現状でございます。福井県は200校小学校がございまして、中学校は74校でございます。全ての学校で、例えばということで今申し上げましたけれども、こういうような授業展開はなされているというふうに各指導主事の方からは報告を受けております。

ただ書き方として、こういうふうな形になったのですが、部落差別ということと同和問題については、例えばなんですけれども、実際にあった結婚など差別を例に挙げながら展開している学校、さらにはアイヌ民族への差別撤廃等々、または在日韓国朝鮮人の方への差別というようなこと、または男女平等ということ、それから障害者への配慮等について、カリキュラムを組み合わせながら、1つは社会科で1つは学級活動・特別活動で、または1つは道徳という形でそれぞれの学校でカリキュラムを組んでやっているということにつきましては、先般、委員長の方に年間カリキュラムをご提出させていただいて、ご説明はさせていただきました。ただ、今ご指摘ございましたように義務制のほうでもさらに丁寧に対応していきたいと思っておりますし、各市町につきましても指導主事を中心に学校訪問で、研究会等のおりにそのような形で実践できるようなことを指導していきたいと思っております。

[REDACTED]

全体の子どもに対して人権意識を身に付けるためにそういう活動をしているが、人権室のほうに書いてある推進計画のほうでは10ヶ所が部落問題を位置づけていないギャップがある。こういうのはちゃんとリンクするように早急に埋めなければならない。このことは、いわゆる行政の関係のほうで全ての市町で部落問題を位置づけた、いわゆる人権教育・人権啓発を発信していくということと、そして教育の現場での様々な取り組みがリンクしなければ、地域や家庭のしょうもない話が学校に持ち込まれて、いじめになったりする。特に学校のほうにお願いすることは、我々親の側・住民の側からすると「差別はやっばりやったらあかん。」「人をいじめたらあかん。」「命は大事。」「さらに絶対死んだらあかん。」ということをしてほしい。特に「死んだらあかん。」ということをしてほしい。全ての子どもに教えてほしい。

(豊北教育庁企画幹)

大津でいじめが起きまして、8月に福井県としてどう取り組んだと言いますと、PTA代表あるいは子ども会代表、そして各市町の教育担当者全部集まりまして、全体会議を開催しました。そこで4つほど決めまして、その中で1つ、やはり命や人権を大切にするという、全員で宣言するといった形でやりました。

また、先ほど地域や家庭も巻き込んだ人権教育も大事だとおっしゃっていましたが、そういう取り組みも県独自で柔軟にやっております。

[REDACTED]

具体的にどういう授業をやっているかサンプルあるだろう。その授業の中に本当に差別を考えさせる授業もあると思います。そういうサンプルを出してほしい。

(小和田教育庁企画幹)

指導の内容はまた後日提出します。

3 [REDACTED]における差別事件について【地域福祉課】

[REDACTED]

[REDACTED]上の意見交換会がこれまで延びている原因がどこにあるか聞きたい。県が怠けて対応が遅くなったのか。

(寺下人権室長)

6月に県と県連さんとの懇話会を開催しております。その中でも[]から、今ほどのような[]との懇談会の開催ということで言われておりまして、怠けてということではなくて[]ともいろいろ話し合いの中で調整をしておりましたけれども、今回、[]からは11月中旬ということでした。

([])

延びた理由は、[]に問題あるということでもいいのか。[]がなぜそういうことを対応できないかということをお県が分析しなければならない。県からなぜ対応できないのか[]へ申入れしなければならない。何の返事も無かったのか。

県は指導する立場だから、解放同盟が対応するよりも県に任せた方がいいと思って、県に預けている。そういうことを十分に考えておいてください。

(梅田地域福祉課長)

この事件は、平成20年12月に発生しており、当時の記録からしか説明できませんが、被害者の方と県と同盟の三者が一同に介して、対応を協議しています。もちろん差別発言をした人物も特定されていますし、その所属する組織も明らかになっていましたが、被害者の方のご希望で発言された方に個別に会うことはよしてほしいとのことでした。

([])

この問題の真相解明、解決をしていく部分で、何が課題だったのか、このような問題が起こったときに、解決していくための対応方針を示していくような議論をもう少し真剣に深めなければまた起こります。この問題の真相を解明していくうえで十分対応できなかったのはなぜなのかというところを課題として、次の取り組みにつないでください。よろしくお願いします。

(梅田地域福祉課長)

この事象は、問題発言をした企業の方が同和問題に対する認識が薄かった背景で起こったということで、これからも引き続き、企業の人権教育担当者へのアプローチをしっかりとするなどこの問題の解決に取り組んでいきたいと思っています。

([])

今からでも、可能な限り事実をつかんでいくということで、本人なり、本人

いだろうということがいえます。ただ、1回目受験に失敗した生徒は2回目、3回目、10月以降受けていくわけですが、その中ではやはり10%程度、差が出てきております。不適切な質問が影響したかどうかは、今年度の調査に限っては、まだはっきりしたことは言えないということで、今後もこの件に関しては注意深く調査を続けていきたい。

内定率で不適切な質問した事業所を受けた生徒とそうでない事業所の内定率は、86%、87%と変わらないという話ですよ。こちらが聞いているのは、不適切な質問を受けた生徒の採否です。

(古谷高校教育課長)

そのパーセントでございます。不適切な質問を受けなかった生徒1,148名の内定率が86.8%、不適切な質問を受けた生徒46名の内定率が87.0%ということでございます。

46名では数字が違うのではないかと。該当する報告書を書いた生徒は、138人ではないのか。

(古谷高校教育課長)

9月の1回目の受験での数字でございます。その後1回失敗しますと2回目、さらに3回目の試験ということで、その合計が県立高校の場合、100名弱ですが、私立高校も含めると、130名を越えるということです。

138名について、採否の調査は必要ないのかと言っている。

(古谷高校教育課長)

138名には私立高校が入っておりまして、県立高校全体では138名のうち不適切な質問を受けた生徒は93名でございます。全体で93名、その内定率としましては、74.2%ということになります。

こういう不適切な質問を受けて、落とされたこういう生徒を0(ゼロ)にしていく必要があると思うので、成果が上がるような調査をしてほしい。

5 身元調査問題について【市町振興課】

()
身元調査というのは、申し入れた人が興信所に行き、興信所から第三者の戸籍謄抄本が取得できる8業士に行き、そして8業士が不正に取得している。ぜひ本人通知制度を実施してほしい。確かにこれは県の一方的な方針で決められるものではなく、各市町が考えることであるが、県下全市町でやろうとすると、それを指導するのが県である。きちんと状況を把握して、一定のルールを示して指導して行ってほしい。

(市町振興課：上田課長)

先ほどの回答の中でも申し上げたが、現段階で本人通知制度は法制化されていない。しかし、こうした問題があるという事実は認識している。ただ、戸籍に関しては、法務局所管であるため、こちらで一方的にはできない。今後、法務局と連携しながら、既に導入している他県の市町村の運用状況などを研究していきたい。

他方で、市町にとってもこの制度を導入することにより、ある程度事務負担や経費負担を伴うので、今後市町とも意見交換をしていきたい。

()
福井県でも、こうした事件が多く起きているということ認識しているのであれば、法律やどこの県という話ではなく、福井県が福井県民の人権を守れるかどうかという問題。福井県が福井県民の人権を守る、プライバシーを守る、個人情報流出を防ぐという姿勢をまず示す必要がある。

(市町振興課：上田課長)

8業士が問題になっているのはもちろん承知している。その一方で、債権等の保全手続きにおいて、弁護士が住民票の写し等を取得した際に、本人に通知されると、職務上支障をきたすということもある。

()
それは心配しなくてよい。クリアできる問題。そうではなく、まず福井県が福井県民の個人情報を守れるかどうかという姿勢を示すことが大事である。その上に立ってどういう方法があるか。だから、本人通知制度よりももっと良い制度があるのであれば考えてもらえればよい。

[REDACTED]

福井県内で、プライム事件で不正に取得された住民票の写し等の件数は把握されているか。

(市町振興課：上田課長)

各年度で住民票の写し等がどれだけ交付されたかは把握しているが、不正取得の報告はされていない。

[REDACTED]

報告などされるわけない。調査しなければ出てこない。不正取得した司法書士の名前で申請された件数がどれだけかあるか聞くだけでいい。県が行わないのであれば、解放同盟側で情報開示の請求を申請すれば済む話。何も公表するものではない。

[REDACTED]

事実をきちんと把握しなければならない。福井県では未だそれが行えていない。[REDACTED]という司法書士。

福井県でも、どの市町でどれだけ戸籍や住民票の写しが不正に取られているかをはっきりさせていったら、次々問題が出てくる。このままでいいのか、勝手に自分の戸籍が第三者によって取られている、どのように使われたのか、何に使われたのかが分からない。本人に「あなたの戸籍あるいは住民票の写しが取られているよ」と通知してあげる必要性が出てくる。

[REDACTED]

県でできないのであれば、解放同盟側で、情報開示請求を全市町に出す。県に対しても実態を把握していないか文書で求める。個人情報には福井県のものではない。福井県民のもの。福井県として県民のプライバシーを守る、個人情報を守るという毅然たる姿勢を示してほしい。

6 人権意識調査の実施について【地域福祉課】

[REDACTED]

この調査方法を改善してもらおうという点はいいですけれども、今後の調査について、20年の内容がちょっと非常に杜撰だと言ってます。その以前の調査からということになりますと、非常に年度も経っておりますので、今後の見通

